

第 6 回

大阪市社会福祉審議会
高齢者福祉専門分科会

平成27年 3 月12日 (木)

大阪市役所 屋上階 (P 1) 共通会議室

開会 午後2時00分

○司会（山川（福祉局高齢者施策部高齢福祉課長代理））

皆様、お待たせをいたしました。ただいまより第6回大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私、福祉局高齢福祉課長代理の山川でございます。本日の会議は午後4時までの予定でございます。限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員のご紹介でございます。本来でありましたら、本日ご出席の委員お一人お一人をご紹介申し上げるべきところでございますが、ご紹介はお手元の委員名簿によりかえさせていただきます。

また昨年（平成26年）12月の専門分科会以降、新たにご就任いただいております委員をご紹介いたします。公益社団法人大阪府理学療法士会から尾谷委員にご就任いただいております。尾谷委員は本日ご欠席でございますので、お名前のみのご紹介とさせていただきます。続きまして、事務局の関係職員が本日出席しております。本来であれば福祉局長、健康局長を初め、関係職員の出席を予定しておりましたが、本日市会の開会時間と重なってしまいましたことから欠席させていただいておりますことをご報告申し上げます。

それでは、会議の開会に当たりまして福祉局長にかわりまして高齢者施策部長の坂田よりご挨拶申し上げます。

○坂田（福祉局高齢者施策部長）

福祉局高齢者施策部長の坂田でございます。

会議の開催に当たりまして今ありましたとおり、本来であれば福祉局長の西嶋のほうからご挨拶申し上げるところでございますが、本日市会の開催が今もうまさに開催されているところでございますので、市会の時間と重なりましたことから失礼させてい

ただきまして、私のほうから一言ご挨拶申し上げたいと思います。委員の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中、また寒い中ご出席を賜りまことにありがとうございます。また平素から大阪市政の各班にわたりましてご支援とご協力をいただき、特に高齢者施策の推進に格別のご支援をいただいておりますことをこの場をおかりいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

昨年（平成26年）来、ご審議いただいております第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けまして、本日は最終のご審議をいただく場ということとなっております。第6期計画におきましては、委員の皆様方からご審議いただきまして、それを取りまとめました素案を元に昨年（平成26年）の12月から今年（平成27年）の1月にかけてパブリック・コメントというのを実施させていただきました。市民の皆様より287件という多くのご意見をいただき、先月委員の皆様からもご意見をいただき、また、過去5回ご説明をさせていただきまして意見を取りまとめさせていただいたところでございます。本日はその部会でのご意見、そのパブリック・コメントの各意見を踏まえまして、案を修正させていただきました。それにつきまして最終のご審議をいただき本案として仕上げさせていただきたいというふうに考えています。

それをもちまして第6期の計画は今年3月頃に策定いたしまして、4月からそれに基づいて事業を実施していくということになっております。保健福祉を始め、介護保険事業の円滑な推進に努めていきたいというふうに考えております。

本日は、委員の皆様方には忌憚のないご意見を賜りますことをお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

続きまして、本日の資料でございますが、まず会議次第でございます。続きまして、委員名簿でございます。次に資料1といたしまして、パブリック・コメント手続の実施結果でございます。資料2といたしまして、パブリック・コメントの意見一覧

でございます。資料3といたしまして、素案からの修正箇所一覧でございます。資料4といたしまして、素案からの主な修正内容でございます。なお、参考資料1から4までの資料がございます。また、卓上のファイルには現行の計画書及び実態調査結果報告書等をつづっております。不足等がございましたら、随時事務局へお申しつけ願います。

なお、この後の審議におきまして、ご発言をいただきます際には、恐れ入りますが事務局がマイクをお持ちいたしますので、マイクをご使用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の議事に移らせていただきます。

本日は、委員総数の半数を超える皆様方にご出席をいただいております。大阪市社会福祉審議会条例施行規則第3条第2項により、本専門分科会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本日の専門分科会につきましては、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、公開の予定でございます。後日、議事要旨とともに議事録を作成いたしまして、ホームページにて公開の予定でございます。

なお、個人または法人に関する情報などを審議する場合には、会長にお諮りし、非公開とする場合もございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以降の進行につきましては、多田羅専門分科会長にお願いしてまいりたいと存じます。

多田羅会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○多田羅委員（専門分科会長）

分科会長を仰せつかっている多田羅です。どうぞよろしくお願いいたします。この議事次第にございますように、本日の専門分科会は第6回ということで、通算分科会の発足以降6回目を数えるわけでございます。この間、第6回は結果として第6期計画について、皆さんにご審議、ご検討いただきました。そして、先ほど坂田部長からも

ご挨拶にございましたように、本日この6回の検討結果を元に基本的な素案ができておりますので、これについて最終的に確認いただいてこの分科会の最終案を確定いただくという予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

始めに本日の会議についてでございますが、会議の公開に関する指針の基準に基づき原則公開とさせていただきます。傍聴の方がおられる場合には、傍聴要領に従って傍聴していただきますようお願い申し上げます。

それでは早速でございますが、本日の次第に従いまして議事を進めさせていただきます。まず初めに議事1でございます。大阪市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画(素案)に対するパブリック・コメント手続の実施結果についてご審議いただきたいと思っております。このパブリック・コメント手続の結果は次の計画素案からの修正に関連する事項ということでございますので合わせて事務局から説明いただき、その後委員の皆様から意見をいただきたいと思っております。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

○小倉(福祉局高齢者施策部高齢福祉課長)

事務局の高齢福祉課長の小倉でございます。それでは座って説明させていただきます。

今、座長のほうからご案内いただきましたように資料の1、2、3、4というのを私のほうが担当している分について一括してご説明したいというふうに思います。

まず資料の1をごらんいただきたいと思っております。大阪市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に対するパブリック・コメント手続の実施結果ということで、資料を用意させていただいております。1枚めくっていただきますと、1ページということで、実施結果についてということで昨年(平成26年)の12月25日から今年(平成27年)の1月26日まで意見募集をさせていただきました。結果でございますが、1ページの4番にありますように意見提出の件数といたしましては、287件ということでございました。3年前には、この括弧書きにありますように207件という数字でございました。

て、非常に多くの意見をいただきました。意見の件数そのものも447件ということで、前回は274件でございますので170件ぐらい増加しているというふうな状況になってございます。

次に2ページをごらんいただきたいと思います。ご意見をいただいた方の男女別とか年齢別に書かせていただいております。特に真ん中男女別でいきますと、大阪市内の男性と女性の比率でいきますと、女性のほうが2倍以上ご意見をいただいているという形になってございます。その下の年齢別でいきますと、いわゆる高齢者と言われます65歳以上の方と64歳以下というので比べますと、65歳以上の高齢者の方が154件ご意見いただいております。64歳以下の方につきましては合計しますと133件ということで、大体同じような形でご意見いただいているのではないかというふうに思っております。

次に3ページ、4ページでございますが、先ほど申し上げました447件の内訳でございます。一番多くのご意見をいただきましたのは、4ページでございます第10章の一番下のほうにございます介護保険料の関係でございます。135件ということになってございます。次に多かったのは3ページにございます第7章の4番ということで地域包括ケアに向けたサービスの充実の中の新しい総合事業等によるサービスの多様化ということが56件ということになってございまして、あと以下10件以上いただいている分については、12の項目に及んでおるという形になってございます。この分について、パブリック・コメントでご意見いただいた分について、大阪市としての考え方について今からご説明したいというふうに思います。

資料の2をごらんいただきたいと思います。実は、今年(平成27年)の2月にそれぞれ部会をさせていただきまして、部会ごときに大阪市の考え方について表明をさせていただきました。ただ、そのときには大阪市のほうとして予算も決まっておらない、方向もなかなか決まっておらないということで、委員の先生方からもう少し具体的に書き込んだほうがいいんじゃないかということも含めて、ご指摘をいただいております。

したのでその分について、書き込める分についてはできる限り書き込むということで書いてございますので、部会とはちょっと違った形になっておりますので、できるだけ重複のないようにご説明をしていきたいというように思います。

まずめくっていただきまして1ページをごらんいただきたいと思います。総論の部分の高齢者施策の基本的な考え方・基本方針というところでございますけれども、これについては18件のご意見をいただいております。地域包括ケアシステムに関するご意見ということで、地域包括ケアシステムは、関わる人間や専門職だけが頑張ってもどうにもならない。また、大阪市として住民一人一人の意識を高められるような周知・取り組みをどうするかが課題ではないかというご意見をいただきました。これに対して大阪市のほうの考え方でございますけれども、右側に書いてございますように本計画では、平成37年、2025年までの各計画期間を通じて、大阪市の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目標として、各取り組みを推進することとしております。地域包括ケアシステムは、医療・介護・介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制であり、高齢者ができる限り住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるよう介護保険サービス、医療保険サービスのみならず、地域が主体となった見守り支援などのさまざまな生活支援サービスが切れ目なく提供されるよう高齢者を支援する関係機関が連携する体制づくりを推進します。今後、10年間をかけて大阪市における地域包括ケアシステムの構築をめざすため、高齢者を支援する専門職のみならず関係機関、市民の皆さんが同じ目標を共有できるよう、本計画の効果的な周知方法などを検討してまいりたいということで回答とさせていただきます。

次に計画の基本方針に関するご意見でございます。介護保険事業計画案をつくった大阪市のきちんとやるべきである。というご意見ですとか、住民主体の互助をメインとしたシステムではなくて、国・都道府県・市町村が主体とした政策を上げていただくようにしてほしいというご意見でございますけれども、これにつきましては、今後

さらなる高齢化の進展、医療と介護両方のサービスを必要とする後期高齢者の増加、重度の要介護認定者の増加、認知症高齢者の増加が推計されており、支え手となる生産年齢人口の減少も推計されております。今後、ひとり暮らし世帯や老老世帯が増加する中、地域社会で孤立する人を見逃さないようにするために、日ごろからのきめ細かな見守り、支援等が必要となり行政機関による支援機能の充実を図るだけでは限界があります。地域の全ての人が相互に協力しながら、それぞれの役割を果たすことによりまして、住み慣れた地域で安心して生活を営み、長寿化した人生を健康で生き生きと豊かに尊厳をもって暮らすことができる社会の実現をめざしていきたいということで回答とさせていただきます。

○多田羅分科会長

回答はわかるけども、計画との関係はどうなりますか。

○小倉（高齢福祉課長）

計画の関係については、現在の説明をした後で資料の3と4のところで説明いたします。

○多田羅分科会長

考え方が計画の中に記載されているという意味ですか。

○小倉（高齢福祉課長）

はい、できる限り反映するようにはしておりますので、また説明をした後で計画との関係についても説明いたします。

○多田羅分科会長

考え方も大事だけど、計画が大事ですからね。そこは余り時間をとらないで、計画等にはどう生かしたかということを中心に説明をしてください。

○小倉（高齢福祉課長）

はい。わかりました。時間の関係がございますので、意見についてだけご紹介いたしまして、具体的には今座長のほうからございましたように資料の3と4でご説明

いたします。

それでは次に1ページの最後です。介護保険制度・福祉施策の見直し等に関するご意見ということで、本来、社会保障としての介護施策を組み立てるべきというふうに思いますというご意見をいただいております。

次に2ページでございます。計画の記載内容・実効性に関するご意見ということで、具体的な成果の方向性がわからない。机上の計画のように感じますというご意見がございました。それについては、答えのところ読みませんが反映をしていきたいというふうに思っております。

続きまして、2ページの下地域包括支援センターの運営の充実というところについてのご意見でございますけれども、地域包括圏域の細分化に関するご意見ということで、地域包括圏域の細分化をもっとしなさいというご意見がありました。

次に3ページでございます。委託料なり人員基準等に関するご意見ということで、地域包括支援センターにもっと十分な公費を出してほしいというご意見ですとか、専門的なスタッフをふやすべきだということですか、地域包括支援センターに新たな事業が位置づけられているけれども、かなりの仕事量となるため、適切な人員体制の確保を求めるといったことのご意見をいただいております。

次に地域包括の機能強化に関するご意見でございますけれども、各区に行政直営の基幹型包括の設置が必要ではないかというご意見、また機能強化型、基幹型の役割を関係機関との連絡調整や判断が主になると考えられるということで、その役割を責任主体である行政が担っていくべきではないかと考えるというご意見をいただいております。それと行政直営の基幹型包括の設置が困難であるとすれば、区役所の担当課の機能強化ですとか、専従の人員の増は必要不可欠ではないかと、また区の運営協議会から市の施策へ反映させる仕組みが必要ではないかというご意見もいただいております。そのあと地域包括への委託方針に関するご意見ですとか、地域包括の選定に対するご意見、また指定介護予防支援事業所に関するご意見がございました。

4 ページ、地域における見守り施策の推進ということで、12件いただいています。主なご意見としては、見守り施策の推進に関するご意見ということで、大阪市はひとり暮らしの高齢者が多い。近隣地域の見守り施策とその拠点、デイサービス施設や会館活用などの場所の設置、ボランティアを含めた人材の確保、財政的な支援などをつくる具体的なプログラムを明記すべきだというふうなご意見をいただいております。その後、見守り支援の仕組みに関するご意見ですとか、これまでの取り組みとの連携に関するご意見をいただいております、その後専門職の配置に関するご意見、地域福祉活動への支援に関するご意見がございました。それから5ページに行きまして、地域の見守り施策の推進体制に関するご意見等々いただいているということになっております。

次に、認知症の方への支援につきましては、認知症の早期発見に関するご意見ということで、やはり早期から察知して必要な対策をとれば一人でもこの制度を利用して元気に暮らしていけるのではないかと。これらの人たちのことを察知できる制度化が要るのではないかとということでその制度として民生委員・児童委員を実効ある制度にするべきではないかというご意見もいただいているところでございます。

次に6ページでございます。認知症の初期集中支援センターチームに関するご意見ということでいただいております。以下、認知症サポーター養成に関するご意見ですとか、認知症の講演会・研修会に関するご意見等々いただいているところでございます。

それから7ページでございます。弘済院に関するご意見ということで、弘済院の持つ医療と介護の連携機能を生かすために病院のみの病院機構に移して、公的な関与を継続するのではなくて、特養も公的な関与を継続できるように独立行政法人化などを図って、同一法人として連携機能を維持するようにしたらどうかとか、介護体制の強化ですとか、後方支援の機関としての強化も必要ではないかということのご意見がございました。これについては、後ほどご説明いたします文章の中で、一定の記述をさ

せていただいたところでございます。

次の、権利擁護施策の関連については、ちょっと割愛をさせていただきます。

少し飛びまして、9ページでございます。9ページのところで介護予防健康づくりということで20件いただいております。介護予防に資する取り組みに関するご意見ということでございます。ここには、例えばボランティアポイントのそういう取り組みも要るのではないかというようなご意見をいただいております。介護予防事業に関するご意見ですとか、今後の二次予防事業に関するご意見ということで、特に平成29年度に向けてソフトランニングの方法をどのように検討されていくのかということですか、総合事業につなげていくための意味ある継続が望まれるというご意見をいただいております。こういうことについてはご意見を反映して今回の修正案の中に盛り込んでいきたいというように思っております。

次に新しい介護予防事業への以降に関するご意見でございます。こういう形でスケジュール案をはっきりと出してほしいということもご意見いただいておりますので、この部分についても本計画の中に記載をしていきたいというふうに思っております。

続きまして、10ページ、一次予防事業に関するご意見ですとか、二次予防事業の事務についてのご意見等々をいただいております。詳しくは割愛をさせていただきたいと思えます。

次に、地域活動への参画支援と高齢者の生きがいづくりということで、21件いただいております。いわゆる元気なお年寄りに対して、一つは職場づくりが必要ではないかというご意見をいただいております。

次に、11ページでございます。老人福祉センターについては、廃止をしないでほしいと、老人福祉センターの老人憩いの家の補助金に対しても増額をしてほしいというご意見がございます。それからスポーツ施設についても、市営プール、体育館、スポーツセンターの利用が介護予防のためにいいので、24区で存続させてほしいというご意見がございました。

次に、12ページでございます。地域活動への参画支援に関するご意見ですとか、特に団塊の世代の方が地域活動にスムーズに入っていけるように何らかの工夫が必要ではないかというご意見をいただいております。以下、世代間の交流に関するご意見ですとか、ボランティア活動の推進に関するご意見もいただいているところでございます。

次に、新しい総合事業等によるサービスの多様化については、通いの場の充実に関するご意見ということで、ひとり暮らしの高齢者等が通える場等の充実をするべきではないかというご意見をいただいております。

次に、13ページでございます。多様なサービスの創出に関するところで、計画案ではサービスの創出としているけれども十分な検討が必要ではないかということですか、どのような担い手支援をされようとしているのか示してほしいといったご意見がございました。行政が責任を持って説明会を開催するなど、市民にわかるようにしてほしいというご意見をいただいておりますので、この部分についても計画の中に記載をしていきたいというふうに思っております。

それから総合事業への移行に関するご意見ということでございまして、移行に当たっての具体的な工程を示していただきたいということですか、モデル事業に関する箇所数、選定基準はどうなるかということでご意見をいただいております。この部分につきましても、後ほどご説明いたします計画の中に修正案として入れさせていただいているところでございます。

次に14ページに行きまして、要支援者への現行サービス相当利用に関するご意見ということでいただいております。特にサービスについては住民ボランティア等への移行を押しつけるような指導をしないでほしいというようなことを言われておりまして、この分についてもどういように反映するかということで右側に答えを書かせていただいているところでございます。

次に、介護給付等対象サービスの充実については飛ばさせていただきます。15ペ

ージでございます。介護保険サービスの質の向上と確保ということで16件ございました。認定事務に要する期間に関するご意見等がございますが、割愛をさせていただきます。

続きまして、16ページの在宅支援のための福祉サービスの充実というところについては、3件ございましたけれども、これも割愛をさせていただきます。

続きまして、17ページでございます。高齢者の多様な住まい方の支援ということで、26件ございました。特に多様な住まい方の支援に関するご意見では、特養のホームの増設や、高齢者ケア付きの市営住宅の建設、充実に努めていただいて介護難民が出ないような施策をやっていただきたいということについて、ご意見いただきましたので、これについては大阪市の考え方ということで右側に書かせていただいておりますので、またお読みいただきたいというように思います。

それから施設整備の増設に関するご意見ということで、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホーム等は待機者が多いということなので、大量の増設計画が必要ではないかということのご意見をいただいております。

続きまして、18ページでございます。真ん中にごございます建てかえに関するご意見ということで、老朽化した老人ホームの建てかえについてのコメントが明白ではないということで、住まいの支援としてユニット型に改善できるようにしてもらいたいというご意見がございました。また、改善は地震対策にもなるはずであるというご意見をいただいております。これについては右側に整備について、どうしていくのかという一定の方針を書かせていただいておりますので、ご参照いただきたいというふうに思います。

それから18ページの下でございます。施設整備計画に関するご意見ということで、養護老人ホームなり経費老人ホームの整備計画として整備しないというふうを書いてあるけれども需要は本当はないのかということについて、大阪市としてそれに対する説明をさせていただきます。

次に、19ページでございます。特養のいわゆる入所の重点化の関係について、国が出しました施設入所は要介護3以上ということを知ったけれども、要介護1とか2でも必要な方についてはやはり入れるようにするべきではないかというご意見でございます。それについて大阪市のほうの考え方ということで書かせていただいておりますので、またお読みいただきたいと思っております。また、入所要件に関するご意見ですとか、事業者への指導監督に関するご意見ということも書かせていただきました。それから19ページの具体的施策の中の地域活動への参画支援と高齢者の生きがいづくりということで39件いただいております、いわゆる敬老優待乗車証、敬老パスの制度に対するご意見ということでございます。年間の更新料3,000円と1回の利用について50円ということで制度を改めておりますけれども、これについて3,000円取るなり、50円取るのをやめてほしいということについてのご意見でございます。これについて大阪市のほうの考え方を記載させていただきます。

次に、20ページでございます。住まい・まちづくりにつきましては、26件ございまして、いわゆる市営バスとの関係ですとか、赤バスの運行の復活を求めるといったことについてのご意見がございました。高齢者が区役所などに外出するためのバスがなくて困っているというご意見がございまして、これについても大阪市の考え方を書かせていただいております。以下、市営交通の安全に対するご意見ですとか、市営交通の改善に関するご意見等々をいただいております。

次の21ページは、3件なり1件のご意見がございましたが、割愛をさせていただきます。

最後に22ページでございます。介護保険給付に係る費用の見込みということで、これは135件ございました。パブリック・コメントをしたときには、6,998円という数字を出させていただきまして、現在の保険料に対しまして、1,100円程度の引き上げになるということでお示しをいたしましたので、それについてご意見をいただいております。これにつきましては後ほど計画の修正も含めた中で介護保険課長のほうから説明をい

たしますので、割愛をさせていただきたいと思います。

以下、いろいろご意見いただいておりますけども、この程度に説明をとどめさせていただきまして、資料の3と4に移らせていただきたいと思います。

資料の3が修正箇所の一覧となっております。実は、いろいろと軽微な修正も含めまして、非常に多くの訂正箇所がございます。これを全て説明することはできませんので、資料の3の中で網かけしている部分、これについて特に記載について変えてございますので、この部分について中心的にご説明したいと思います。お手元の資料の4をごらんいただきたいと思います。資料の4におきましては、もともとの素案の中から特に変えたところについて抜粋をしております。私が今からページ数を申し上げますので、そのページをめくっていただきまして、説明を一緒にお聞きいただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

まず資料の6ページということで、すぐのところでございます。見出しがありまして、第1章から第6章、総論というのがございまして、その裏面に6ページというのがございます。ここから順番にご説明をいたします。この6ページのところで何が変わったかと申し上げますと、下段のところに図の追加をさせていただいております。

「高齢者に関連する計画の策定経過」の図の追加をいたしました。これについては、余白ができるということもございまして、特にビジュアル的に今までの計画がどうなっているかということの図を追加させていただいたところになります。

次に、その隣の7ページでございます。上段のところについて、3の計画の位置づけのところでは、この計画につきましても、老人福祉法及び介護保険法に基づく計画だけではなくて、保健分野ですとか、その他施策を含んだ計画として策定をいたしておりますので、それに係る表現の追記なり、追記に合わせた表現の見直しをさせていただいております。特に3の文章中の黒丸の3つございまして、下線を引かせていただいております。この部分については2つございますけれども、追記をさせていただいたということで見直しをさせていただいております。

次も、同じように7ページとありまして、一番下のところに「高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係図」というのを入れさせていただいております。概要版の表現に合わせるということにいたしまして、計画の位置づけ等記載内容の見直しに合わせた図の修正をさせていただいております。

続きまして、16ページをごらんいただきたいと思います。少し細かくて申しわけないのですが、指標名、全国、大阪府、大阪市ということで基本指標からずっとありまして、一人当たり給付費まで図がありますけれども、その基本指標のところでは高齢者数認定者数というのがございまして、その横に平成26年3月末時点という数字がございまして、これについては時点修正ということで、パブリック・コメントに出しましたのは平成25年時点になってございました。これについてできるだけ直近の数字に変えるということで平成26年3月末時点にさせていただきました。それと少し見にくいですが、受給率（利用率）というのがございまして、ここの右側にも平成26年4月サービス分というふうに書いてございまして、これについても平成25年のもともとの数字になっておったものの時点修正をさせていただいております。その3行ぐらい後に給付費関係指標というところも平成26年4月サービスということになってございまして、これも同様の趣旨で変えさせていただいております。それから少し飛びまして、サービス水準、推計関係指標というのがございまして、ここについても、平成26年4月サービス分というふうに書いてございまして、これも時点修正をさせていただいた数字になってございまして。

次に、55ページをごらんいただきたいと思います。55ページの中段の（3）でございまして、重点的な課題と取り組み、及び具体的施策の推進ということについて、この位置づけがわかるように記載項目の追記をさせていただきました。その下にあります網かけのような図になっております「重点的な取り組みと課題」という部分についても全体の構成がわかるようにということで、こういうふうな形で入れさせていただきました。

次に、第7章というのがございます。それをめくっていただきますと、57ページというのがあると思います。上段のところでございます。審議会においてご意見いただきまして、大阪市は非常にひとり暮らし世帯が多いということで、それに関して何らかの記載が必要でないかというご意見をいただきましたので、これに対する修正ということで、ひとり暮らし高齢者が他都市より多くて、そのための施策が重要であるということの趣旨の内容について、現状と課題の部分に現状認識を追加したということでございます。

続きまして、68 の追加というふうになっていると思います。それを見ていただきまして、図Ⅱ－1－8というのがあると思います。これについては、地域ケア会議から見えてきた課題について、各区の地域包括支援センター運営協議会等を活用して、市の政策形成につなげる仕組みに関する図を追加させていただきました。これは、先ほども説明いたしましたパブコメの意見の中で、地域ケア会議から見えてきた課題について区の地域包括支援センター運営協議会を活用して政策形成につなげる仕組みを検討してほしいということの意見を受けまして、それについて修正をさせていただいたということになってございます。

次に、69ページをごらんいただきたいと思います。その下段のところでございます。これについては、新規施策ということで記載の追加をさせていただきました。新たな取り組みの地域における見守り活動の一層の拡充に係る記載の追加ということで書かせていただいております。具体的に追加する事業については、具体的施策に記載をいたしておりますので、またごらんいただきたいというふうに思います。

続きまして、70ページをごらんいただきたいと思います。認知症施策の関連でございまして、現状と課題のところ、ご存じのように最近、国のほうで新オレンジプランが公表されましたので、その部分について、追記をさせていただきました。

次に、75ページの図表Ⅱ－2－4でございます。この図については、もともと国のオレンジプランに基づいた大阪市がめざす認知症施策の方向性ということで書いてお

りましたが、先ほど申し上げましたように新オレンジプラン等もあって、大阪市のほうの施策ということで、大阪市独自の案ということでつけておりますので、あえて国のオレンジプランに基づいたということについては、削除させていただいたということでございます。それと75ページの下段でございます。この新オレンジプランに基づいた取り組みを推進するということで、文言の追加をさせていただいております。

続きまして、76ページでございます。下段のところでございます。認知症制度の関連について、審議会において初期集中支援チームの役割を明確にすべきではないかというご意見をいただきましたので、いわゆる認知症専門医の指導のもとに包括的かつ集中的に行いますということで、その部分について追記をさせていただきました。

次に、77ページをごらんいただきたいと思います。中段のところの認知症サポーター養成の人数でございますけれども、先ほどもご説明いたしました国の新オレンジプランで大阪市のほうは12万ではなくて、16万人ということの要請がございましたので、ここを16万人に修正をさせていただいております。

次に、78ページでございます。上段のところになんか新たな取り組みということで、新規施策がございます。認知症の方の家族支援ということに係る記載の追加をさせていただいております。具体的な施策につきましては、具体的施策のところに記載をいたしております。

次に、この78ページの中段でございますオの若年性認知症施策の強化というところの部分について、新オレンジプランの中で公表されておりますので、それに沿って表記を修正いたしました。また、文言を追加したという形になってございます。

続きまして、79ページをごらんいただきたいと思います。7ページにつきましては、弘済院における専門的医療等の提供ということについて、今現在、大阪市の弘済院として書ける書き方について、記載をさせていただいたということで内容の変更をさせていただいております。

続きまして、87ページをごらんいただきたいと思います。87ページのアの新しい介

護予防事業の推進というところの下段のところでございます。これについては、パブコメの意見の中で、二次予防事業の見直しの具体的提示をしてほしいというご意見がございましたので、二次予防事業について今後の方針がわからないとの意見を受けまして、二次予防事業を27年度は継続いたしまして、支援は途切れないようにしながら見直しを進めるという旨の記載を追記させていただきました。

続きまして、88ページになりますけれども、この88ページにつきましては、担当課のほうで修正をさせていただきました。介護予防の取り組みの強化に関連をいたしまして、リハビリステーション専門職等の関与に向けた検討に係る文章について追加させていただきました。また、介護予防の取り組みの強化に関連いたしまして、審議会の委員のご意見を受けたものを勘案いたしまして、高齢者自身に知識や経験に合わせた取り組みに係る文章を追記をさせていただきました。それとポイント制度の創設につきましても追記をさせていただいております。それと88ページの下部分でございます。新しい介護予防の実施スケジュール案についても本市の考え方について、追加で記載いたしております。88ページについては以上でございます。

次に98ページから101までのところでございます。特に現状と課題のところについて、新しい総合事業の構築に向けた取り組みについて、わかりやすい内容とするために国のイメージ図等を追加いたしまして、文章の見直しをさせていただいております。一般介護予防事業と介護予防、日常生活支援総合事業に係る対象者の説明なども追加をいたしております。多様化が進んでいるサービスの類型について、国のイメージ図の追加等もいたしました。それについては、次の99とか、99-追加①というようところで順番に書かせていただいております。そして、その次の99-追加②というようところについては、コーディネーターなり、協議体の役割等についても、国のイメージ図について追加をさせていただいております。

次に、100ページでございます。上段のところでございます。これにつきましても審議会の中でひとり暮らし世帯の記載が必要ではないかというご意見をいただきまし

たので、ひとり暮らし高齢者が他都市より多く、そのための施策が重要という趣旨の内容について現状と課題部分に現状認識の追加をさせていただきました。具体的な取り組みといたしましては、ひとり暮らし高齢者等に対する在宅支援サービスの充実につなげるということで記載をさせていただいております。また、この100ページの下段のところでございます。住民サービス等に対する不安の意見が多く、対象者が安心してサービスが利用できるよう追記をさせていただきます。それと現行サービス担当の相当の専門サービスの継続を求める意見が多かったので、専門的なサービスが必要と認められる場合のサービス利用等を含めて適切なサービスをされるマネジメントを検討することについて、そういう内容となるように修正をさせていただきました。

次に、101ページでございます。下段のところについてでございますけれども、これについては新しい総合事業の実施スケジュール案について、大阪市の考え方の追加をさせていただいたところでございます。

次に、102ページでございます。この文章中の介護サービスの適正化というところの文章でございます。適正化の内容といたしまして、給付実績の活用等を追記をいたしました。新たな第3期の適正化計画に基づきまして、取り組みを進めることの追記をいたしております。

続きまして、110ページをごらんいただきたいと思っております。中段のところでございます。特養の整備方針について、プライバシーを配慮した多床室に限りまして、整備を可能とする旨の記載について追加をさせていただいております。

次に、第8章の具体的施策というところについて、ご説明いたします。

まず117ページをごらんいただきたいと思っております。これにつきましては、新規の施策ということで、地域の見守りネットワークの強化に係る記載内容について、追加をいたしております。

続きまして、121ページの下段でございます。これについても新規施策ということで、認知症の関係で緊急ショートステイ事業について、追加をさせていただいております。

ます。

続きまして、130ページ中段でございます。介護予防ポイント事業、これにつきましても同じく新規事業ということで書かせていただいております。また、この従来の介護予防事業につきましては、修正追加ということで書かせていただいているところでございます。

次に、第9章と第10章のところについては、後ほど介護保険課長のほうからご説明をさせていただきます。

ページがないので申しわけないのですが、205というページがあると思います。その次のページのところが第11章ということで、施策の推進体制というところがあると思います。そこをお開きいただきたいと思います。施策の推進のための体制というところが2番にございます。これについて、地域課題から政策形成につなげる仕組みについて文章の追加をさせていただきます。また、その横にございます参考資料を、ごらんいただきたいのですが、この間、計画のための会議日程ですとか、先ほど申し上げましたパブリック・コメントの概要についてもこの欄に付記をいたしておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

非常に長々と説明をいたしました、私のほうの説明は以上でございます。ありがとうございます。

○多田羅分科会長

一度ここで切りますか。高齢福祉課長のほうから修正点について、具体的なお紹介がございましたが、いかがでしょうか。「そうですか。」としか言いようがないような感じですね。何かご意見ございますか。

パブリック・コメントについては非常に具体的に市民の皆様がコメントを寄せていただいたということについては、この分科会としても改めて市民の皆様にお礼を申し上げます、敬意を表したいと思います。

このパブリック・コメントのほうは、考え方はわかりますが、計画でどのように生

かされたかというのは、もう一つわからなかったんですけどね。それはどうなんですか。

○小倉（高齢福祉課長）

資料の3のいわゆる適用というところにパブコメ意見ということで記載をさせていただいているのが何点かあると思うんです。その分については、今、座長がおっしゃっていただいていますようにパブコメのご意見を反映させるということで修正させていただきましたということでございます。

○多田羅分科会長

適用というところですか。適用というところの内容は主としてパブコメからの指摘を受けてということですか。

○小倉（高齢福祉課長）

パブコメの分で意見反映をさせていただいた分につきましては、こういう形でパブコメ意見ということで適用のほうに書かせていただいております。

○多田羅分科会長

だけどパブコメというのは、一つしかございませんね。

○小倉（高齢福祉課長）

まだ何点かあります。

○多田羅分科会長

あるんですか。

○小倉（高齢福祉課長）

4ページ、5ページのほうにいろいろ書かせていただいております。

○多田羅分科会長

ありますね。そんなに多くはないですね。一応できることはしていただいたというふうに理解していいんでしょうね。

石田先生、いかがですか。ご感想というか、せっかくなので何かコメントをお願い

します。

○石田委員（分科会長代理）

さくさく行きはったので、十分理解し切れなかったところがあります。、介護予防のボランティアのポイント制ということとか既にあったのかもわかりませんが、初めて聞いたような気がします。88ページのところです。介護予防のポイント事業だけでも少しだけ話ししていただけたらうれしいなと思います。

○多田羅分科会長

ポイント事業というのは「実施します。」とありますが、どういう事業を実施いただけるのか。課長の考えではなくて、計画としてどういう計画かお話ししていただけますか。はい、お願いいたします。

○春木（福祉局高齢者施策部在宅サービス事業担当課長）

在宅サービス事業担当課長の春木でございます。介護予防ポイント事業につきましては、

資料の4の88ページです。

○多田羅分科会長

いや資料4でなしに計画の本体（参考資料1）でやってほしいです。資料4は非常に見にくいので、計画の本体（参考資料1）でやってください。

○小倉（高齢福祉課長）

もともとこれは素案とりますが、これをまだ全部ここに落とし込めていないです。これはパブリック・コメントの関連になりますので、今回このパブコメをしていただいて、この修正内容についてここ（参考資料1）に反映をして完成版になるということでご理解いただきたい。ですから、今申し上げております88ページといたしますのでは、そういう意味でいいますとこのこっちのほうの88ページで通読ということになります。ただそこに追記をするという形になりますので、少しわかりにくいかもしれませんが、修正版の資料の4のほうでござんいただきたいと思います。このとおり今

のところ修正版を本体に載せる予定です。

○多田羅分科会長

この下線が入っているというのは、追記なんですね。これは元の素案にはない部分ということでいいんですね。

○小倉（高齢福祉課長）

はい。

○多田羅分科会長

わかりました。では、そういうことで追記いただいている部分について、説明してください。

○春木（在宅サービス事業担当課長）

私のほうからご説明させていただきます。今回、88ページの修正箇所、下線を引いてあるところなんですけれども、高齢者の方が社会参加、地域交流することによって、その行為が介護予防につながるというふうな結果が出ております。そういうことから今回、65歳以上の高齢者の方がどんどん社会に出て行っていただいて、社会活動とか社会参加をしていただくというふうなことを目的にいたしまして、27年度から介護予防ポイント制度というのを新たな事業として創設をし、実施をしていきたいというふうに考えております。具体的に申し上げますと、65歳以上の方が、特別養護老人ホーム等々協力いただける施設のほうに赴いていただいて、軽易な介助補助でありますとか、レクリエーション、それから施設をご利用されている方への話し相手とか、そういうふうなことを活動をしていただいた場合に一定のポイントを付与し、そのポイントを1年間ためていただきます。

○多田羅分科会長

ちょっと待ってくださいよ。その「1年間ためて」というのは、どこに書いてあるんですか。

○春木（在宅サービス事業担当課長）

具体的に1年間とかいうのは書いておりませんが……。

○多田羅分科会長

その「軽易な活動をした場合」とか、それはどこに書いてあるんですか。これ88ページには実施としか書いていませんよ。その内容を石田先生はお聞きになったと思うんですよ。事業とはどういうことかということを知っている。

○春木（在宅サービス事業担当課長）

申しわけございません。同じ資料4の130ページをごらんいただきたいと思えます。よろしいでしょうか。130ページ、新たな追記をさせていただいたところに、丸印を入れさせていただきまして、介護予防ポイント事業ということで、高齢者の社会参加を積極的に支援し介護予防を推進するため、65歳以上の高齢者が福祉施設等に赴いて軽易な介助補助、ボランティア活動を行った場合に、ポイントを付与し換金できると、こういう事業を新たに27年度から創設していきたいという、そういう事業でございます。

○多田羅分科会長

1年間とかいう説明がないですね。ポイント付与というのは、どの程度の換金というのもまだ記載されていません。

○春木（在宅サービス事業担当課長）

ポイント付与というのも少し細かくなりますが、活動が1日単位で30分以上2時間未満が1ポイントです。

○多田羅分科会長

だからそういうことが計画に書かれていないということを知っている。これじゃどういうことなのか、わかりにくい。今の時点で書けなかったのか。

○春木（在宅サービス事業担当課長）

事業の具体的なやり方とか中身をここに書いてまいりますと、相当なボリュームになってしまいますので、事業の理念、考え方だけをここには掲載させていただいて

おります。

○多田羅分科会長

はい、石田先生、どうですか。ちょっとこれではわかりにくいですよ。

○石田分科長代理

そうですね。

○多田羅分科会長

それにしてもわかりにくいような気がしますね。初めての事業ですからね。早瀬先生、どうですか。

○早瀬委員（保健福祉部会長）

この事業は、実は結構各地でやっている。ただ、以前から国のほうではボランティアポイント制度という名前で比較的扱われている場合があるんですが、ボランティアという記述があるとちょっとそぐわないんじゃないかということもあったのと、横浜なんかは結構早くからやっていたんですけども、管理コストと介護予防効果とのコストパフォーマンスがよくないんじゃないかという話があって、ずっと様子を見ていました。しかし、先ほどパブコメでもこういったことを要望されている方もいらっしゃるということもあって、表現に関しては、やはりボランティアポイントという表現はちょっとおかしいのではないかというので、介護予防ポイントという名前になった。お互い様ポイントというアイデアも最初ありましたよね。それはともかく保健福祉部会で介護予防ポイントのお話はありました。ボランティア活動を活発にするときの仕掛けとしては、こういうポイントがあるから活動するということじゃなくて、活動するときの効果が非常に実感できることだとか、活動に関する企画を自分自身も参画して自立的に自分で自主的に活動できるとかいうことのほうが活動に対するモチベーションは上がりますから、こういったことがあればいいんだというような問題ではないというふうに思います。ただ、ほかの自治体で結構なさっていて、大阪市ではないのというふうなことをおっしゃる方もいらっしゃる中で、それならば導入してもいいか

なということを少し保健福祉部会では話していました。

○多田羅分科会長

一応、保健福祉部会では検討いただいて、この形で了解いただいているということですね。その辺どうでしょうか。

乾先生、何かございますか。大阪市社会福祉協議会ではこういうのは議論されませんか。ボランティア活動は大阪市社会福祉協議会はやっていただいていると思うので。

○乾委員

よろしいですか。乾でございます。このポイント制の議論はないです。これは確か、大分昔にパナソニック、松下の組合とかポイント制だったのではないのでしょうか。

○早瀬部会長

それはナルクですね。ナショナルの、あそこは時間貯蓄ですね。

○乾委員

まだ地域の場合、先ほども言われたボランティアとポイントとうまくそぐわすためには少し技術的なものを今後検討する必要があるのではないかなと思いますね。それと、65歳以上の高齢者、団塊の世代を狙っていると思うんですけどね。ここにも記載がございましたが、このポイント制度とは違いますが、いわゆるボランティアデビュー、これはやっぱり地域で工夫をしていかななくてはならないですね。

○多田羅分科会長

それはこの計画の中には、まだ入ってないんですね。ボランティアデビューというのは初めて聞きましたね。

○乾委員

入っていたかと思うのですが。

○多田羅分科会長

入っているんですか。

○小倉（高齢福祉課長）

団塊の世代の方の地域デビューについては、書かせていただいております。

○多田羅分科会長

何ページですか。素案のほうですか。

○乾委員

入っていましたね。それがありました場合、そこは必要だと思いますね。

○多田羅分科会長

なるほどね。これからボランティアは大事ですからね。ソーシャルキャピタルと
いうこともありますしね。

○乾委員

それよりも少しそれるかもしれませんが、社会福祉協議会の組織そのものが非常に不安なのは、今いろいろと構想している都構想の問題があるでしょ。これが大きく影響しますね。老人福祉センターにしましても、3区で1つであるとか1つ削る。

○多田羅分科会長

それはそうですね。上野谷さん、何かございますか。

○上野谷委員（介護保険部会長）

はい。この介護予防ポイント事業なのですが、前はさらっとしていたのに、丁寧に書いていますね。

○多田羅分科会長

130ページですか。

○上野谷部会長

はい、130ページです。

○多田羅分科会長

これ丁寧ですか。

○上野谷部会長

前よりは丁寧です。といいますのは、これは多分施設連とも調整済みなのか知り

ませんけど、

(「まだ何もありません。」という声あり)

○上野谷部会長

ああ、そうですか。これは東京都の何とか市、一番初めにおやりになられて、それほど効果が上がらなかったという実態や、これコーディネートする人と、それから管理費とおっしゃったけどすごく大変なんです。人が要りますので、そして85歳の方も来られたり、78歳の方が来られたり、やや認知の方がしたいと言ったときにお断りしにくいので、現場が非常に混乱するということがいかなものかという研究実態も出ておりますので、私は参加意欲を高めたい大阪市の気持ちを出すという意味で、さらっとで良いと思います。

○多田羅分科会長

これ、かなりさらっとしていますよ。

○上野谷部会長

これよりももっとさらっとのほうが安全かなと、そういうことも検討するとかいろいろボランティアな。

○多田羅分科会長

後藤委員、いかがですか。

○上野谷部会長

もう後藤さんがいいと言うならもうやってください。

○多田羅分科会長

後藤さん、一つ。

○後藤委員

先ほど上野谷先生がおっしゃったように我々も何年か前からこういう意見がちょこちょこ出ていたのですが、意見をとめて、福祉法人に関してはちょっとなじまないだろうというのが一つの集団的な意見となっておりますので、だから絶対しない

ということではないんですけど、先ほど言われたようにコーディネーター自体も施設側のほうもまたつくってやらなければいけないだろうし、言うてみれば責任問題、利用者の方との問題もありますし、その辺も詰めていかないと我々としても少し荷が重いかないというような印象は受けておりますけども。

○多田羅分科会長

はい、わかりました。はい、どうぞ。

○植田部会長代理

市のほうを援護するわけじゃないですけども、やり方によって、私は可能性が開けるんじゃないかなというふうな感想は持っているんです。確かにポイント制というのは疑似通貨なんですね。それは完全に換金できるということは他方ではやはり通貨に近づけるということですから、このメンテナンスや運用というのは物すごい責任が大きい。だからそれは誰がやるのかということなので、一遍に大阪全域全体に広げるというのは無理だろうと思うんですね。実験を兼ねて一度探ってみるということで、小さく何か実験をやってみるということの価値はあるかもわかりません。しかし、余り思いつきではなしにそういう段取りをとりながらやっていくんだというふうな内容の回答が欲しかった。私も分科会で、これは非常にユニークやというふうな印象だけは発言したかと思っておりますけども、実際にそれをやるには大変力量も要りますし、専門的知識も要ります。大変だろうというふうに思います。それからやるとしたらもう少し緻密に実現可能性というのは研究していただければありがたいな。やっていただいたらどうでしょうか。紙の上でも結構ですから。

○多田羅分科会長

はい、わかりました。具体的な本日の審議会としてはこの文言でいいかどうか、そこで最終的にご判断いただきたいと思うんですね。やり方となりますと、議論があるわけでございます。本日のこの分科会では、ここに計画の文言としてはこの文言でいいかどうかということで最終的に決断いただいて、内容についてはまた市のほうで

ご検討いただいて、本日のところはこの文言でいいかどうかをお願いしたいと思います。植田先生、文言はこれでいいでしょうか。

○植田部会長代理

「実施します。」と言いきれますか。

○多田羅分科会長

早瀬先生、どうですか。文言。

○早瀬部会長

「取り組みます。」と書いていますからね。

○多田羅分科会長

下は「実施します。」となっている。

○早瀬部会長

下はそうですね。多分これまで市会なんかでも結構実施になった原因だと思うんです。そういうことでコメントしたらいかんけど、なぜこういうことをするかと言うとボランティア活動するように思う人がいらっしゃるのによくわかるんです。現実そんなことはどうかなと僕は思っておりますけども、だからその点に関していろいろご意見もあるからでしょうか。本当はこれだけ、特に受け入れるところとの調整ができてないんだったら。

○多田羅分科会長

いや、後藤さんのほうはオーケーです。

○早瀬部会長

検討しました、要検討のほうがいいのではないかという気もしますけど。

○後藤委員

まずね。

○早瀬部会長

そうしてほしいということですか。実は、実施は検討するというだけでいいんじ

やないですか。

○多田羅分科会長

文言でちょっと最終的にはご判断いただいて。

○後藤委員

要するに我々は個人意見じゃないので、全体の大阪市の施設として受けるか、受けへんかというそこから進めていかないと難しいです。

○多田羅分科会長

文言はいかがですか。この「実施します。」という文言。

○後藤委員

だから我々も聞いてないので、それはちょっと何とも言えません。我々も協力しますとは、なかなか言いがたいと思います。

○多田羅分科会長

どうします。この実施ね。

○石田分科長代理

それと合わせてこの「福祉施設等」という言葉なんですけどね、今欲しいのは地域の中での町会とか地活協とかの担い手がいらない。どんどんそれが高齢化しているから、団塊の世代の人たちがリタイアしはった後、そこに期待してはるところがすごく多いんですけども、金出して福祉施設ですするというたりますます地域の担い手がなくなってしまいますよね。

○多田羅分科会長

施設に移るということですか。

○石田分科長代理

施設の介護保険はしっかりと市が責任を持つというのは、パブコメにもありましたけれども、しっかりとプロの専門家がいてお世話してはる。地域のほうは何もなくてどんどん担い手がなくなっていくという現状の中で、さらに施設のほうに働き手を

促していくというのは、何かますます地域が崩壊していくのではないかなという感じがするんですけども。

○多田羅分科会長

「等」の中に地域が入っているんですかね。

○石田分科長代理

そやけどコーディネートする人いないでしょ。

○多田羅分科会長

地域はね。

○石田分科長代理

お金の計算とかね。

○多田羅分科会長

じゃあ、ここで市の事務局どうしますか。

○辻委員

少しよろしいですか。

○多田羅分科会長

はい、どうぞ。

○辻委員

今地域のほうの意見がいろいろ出ましたけれども、私どもの地域のほうも前々から思っていたんですけど、もう少し地域のほうで助け合いができないかと、ポイント制にして実際によそがしておられるようなものがないかということで、と言うのもどんどんどんどん高齢化して、体の自由がきかないということで、確かにやらなあかんことができないので、例えば草むしりするとか、ちょっと電球の球を取りかえるとか、お医者さんにちょっと連れていくとか、そういうふうなのをポイント制でしたらどうかなという話を提案出しましたら、えらい皆さんから怒られました。といいますのは、10年ほど前に比べますと、地域のほうの活動が非常に、業者の方がおられた

ら申しわけないのですが、いろいろああいうのをしてほしい、こういうのをしてほしいというような要望とか依頼とかいろいろありまして、どこの地域も私どもの地域でも10年前に比べたら2倍以上仕事がふえているわけですよ。そうすると、昔やられた役員さんは何やこれは、と現在にしたらびっくりしはるわけですよ。余りにも多いから、これやったら地域に入るのも、会員なるのもやめようと、なったら何かしないといけないと、そういうことなので私どものほうも年齢が例えば80歳以上になったら役をしてもらわなくても結構ですと、いうふうなのを規約の中に入れてたりしようとか、いろいろ考えました。先ほどのようなポイントのほうも今度、次の日曜日に区の社協さんのほうで、そういうふうな話し合いがありまして、そのときにこちらから提案を出してくれへんかと言われていたのですが、私は行くのをやめておこうかと思っています。

それともう一つは地域で関わらないでほしいと、要は独立して地域は地域でそんないろいろふえているんやと、災害とかいろいろな面で、そういうのではなしに別につくって、何年か前に募集したことがあるのですが、それはしたい人、何ができますかというのを募集しまして、それと受けたい方、どういうのを受けたいかというのをアンケートをとって調べましたら、大体出て行ってしたいという方のほうが3倍以上多いです。ただ、日程の問題とか先ほど言いましたポイントの問題とか、それから例えば実際に行って、けがとか何かした場合の保険の関係とか、ルールとか、会則とかいろんなものつくらないと無理やろうなということで、幾つかの町会が集まって合同でしようかという案は出したことはあるんですけど、そのままの状態ですと何年間も来ています。ですのでなかなか難しいなと思って、良いことですからしたいのはしたいんですけど、どういうふうにするかというのが頭を痛めていまして、大変話が長くなりましたけど、今の実情はそういうところです。

○多田羅分科会長

はい、わかりました。じゃあ、市のほうにこれ文章として「実施します。」と

「取り組みます。」と2つありますね。ちょっとニュアンスが違いますよ。取り組みますというのはニュアンスがさっき植田先生のご指摘のあったようにやわらかい気もしますけども、実施しますとなると……。

○石田分科長代理

実施を検討しますとか何かそんなね。

○多田羅分科会長

もう予算化もしているんですか。

○早瀬部会長

予算化していると思う。市会に入れているのではないですか。効果がどれだけあるか、非常に疑問なところですよ。

○多田羅分科会長

疑問なんですか。もう少しあるのかと思った。

はい、中澤委員どうぞ。

○中澤委員

換金できると言い切ってしまうとちょっと後で負担になるかなというふうに思いますので、今やられている例を出して恐縮ですけど、ナルクさんとか時間預託とか、ちょっとそこは表現を還元とか何か還元できるとかに変更されてはいかがでしょうか。

○多田羅分科会長

等々となっていますからね。したがって換金と入っていないと思いますね。

○中澤委員

換金というところはちょっと避けて、今の段階では通ったほうがいいかなというのが一つと、先ほど後藤委員の受け入れのことがございましたけど施設はこれからずっと重度の方ばかり、要介護3以上ということになってまいりますので、例えば2年後ですかね、日常生活支援総合事業のいろいろ生活支援コーディネーターのそちらのほうの担い手で、どちらかというイメージ的には要支援の方ぐらいの軽度の方のち

よっとしたお手伝いぐらいのイメージのほうがよいのかなという、これは個人的感想でございます。

○多田羅分科会長

文言ではどうなりますか。結局、きょうは文言の選択でみんな考えはりますので。

○中澤委員

換金とちょっとそこだけニュアンスを変えておいた方が無難かなと。

○多田羅分科会長

市のほうはどこまでこれは担保されているんですか、この文章は。もう予算化しているとか、大体形はついているというところまで担保されての文章なのでしょうか。

○春木課長

先ほど少し申し上げましたけど、本日は市会。明日、最終本会議があり、そこで予算がけり上ります。

○多田羅分科会長

その予算の中にこの予算も入ったものが上がっているんですか。

○春木（在宅サービス事業担当課長）

入っています、済みません。早瀬先生がさっき言うていただいたみたいに、市会での答弁とかそういうことがあります。申しわけありません。後藤委員の調整ができてないというようなお話もありまして、ここのところは換金もやりますと、事業も実施しますということ、市会のほうでは言わせていただいておりますので、ただ今回の計画、3年間の計画ということもありますので、平成27年度から一応予算はつけさせてもらっていますけども、これからご相談はさせていただくという前提のもとで文言的には進めたものであるのですが、ご了解いただけたらなと思っております。

○多田羅分科会長

3年計画で直ちにできるとは書いていません。それはそういう解釈はできる。計画とはそういうものだ。

○早瀬部会長

あるいは地域の活動をどれだけ評価するかでしょうね。

○多田羅分科会長

一応、では行政当局の具体的なほうは進んでおりますので、その意欲を評価いただいて、きょうのところはかなり専門の先生方からするとご意見があるようですが、市の努力に期待するというのでこの文章でご了解いただけないでしょうか。いいでしょうかね。

○上野谷部会長

もう少しソフトにしといたほうがいい。

○多田羅分科会長

じゃあそういうことで、この議論についてはかなり議論があったということは議事録に残させていただいて、最終的には市がせっかく取り組む方向を示していただいているので、この分科会としては足を引っ張るようなことはしたくないということで了解とさせていただきたい。石田先生、それでよろしいでしょうか。

○上野谷部会長

積極的に応援します。非常に積極的なお気持ちは応援いたしますので、これに伴って24区のボランティアセンター、これ大阪市は恥ずかしいですけどもボランティアセンターが24区ないんですよ。これをとにかく徹底して応援していただく、現在、乾会長が大阪市社会福祉協議会の会長としてやっていただいておりますけれども、そういうことが応援する体制がありませんとこの介護ポイント事業もうまくいきませんので、全体でボランティア精神を上げるような事柄を別の部局かもしれませんけれども、おやりにならないとこれはもう1年目でこけたりしたら、とても困りますので、予算も要りますけれどもむしろ地域のご協力が要りますので、ボランティア活動の積極的推進とそれから24区のほうはどう言っているかといいますと、社会福祉協議会は5区になりますと24区は解散せねばなりません。もう既に厚労省にお問い合わせして

いると思いますし、全国社会福祉協議会にもお問い合わせをされていることやと推測いたします。そういう状況の中でこれを実験的にどの区でおやりになるのか知りませんが、やはり市民全体に言わないといけませんから、そういうことを一方では考えて上手にやっていただいたら幾らでも協力できますので、ちょっとそのあたり、社会福祉協議会がどうなるかと言うてるときにここだけが突出しますと応援しにくくなりますので、やはり、社会福祉協議会を通してこういうポイント事業ができたよと、みんなにまた広報しないといけませんので、ちょっとそのあたりも応援ができるように全体として体制を整えて応援して、大阪方式をつくると、ここまで書いているわけですから、東京都の稲城市とか、思い出しました。そんなんじゃないもの、新しいもの、介護予防、心のこもったポイント制度という、そうしないとね。

○多田羅分科会長

わかりました。

○植田委員（介護保険部会長代理）

ちょっと私もよろしいですか。換金できるということなんですけど、これ社会的に、一般的に通用できる換金、お金というものもありますけども、地域だけに使えるお金という地域通貨というものもあるんですね。初めから例えばボランティアを主体にやろう、これは絶対に無理です。だから企業が入ってくれないとだめなんですよね。そうするとある地域の、いわゆる民間のいろいろ商売をやっている人たちも、それで商品が買えるという、地域の通貨としてそういう民間の資源はみんな集まって、これを実験的にやってみようかというふうな形で実現することもできるだろうという、これはソーシャルビジネスの形態です。いわゆる行政もない、ボランティアでもない、しかも市場の企業でもない、そういう中間の形態のものはたくさんあります。ですからそれは通貨と言っても一般的通過だけをイメージしなくてもいいということです。地域のみを活用できる、通用できるそういう通過、地域通貨でもいいというぐらいのイマジネーションを広げてこの実現可能性を検討して見ていただきたいというふうに思

っています。

○多田羅分科会長

はい、ありがとうございます。ということで、一応文言としては了解いただいたと、しかしその推進方策については相当工夫が要するというご指摘をいただいたと思いますので、よろしく願いいたします。

それではほかに質問、今小倉課長のほうに質問はよろしいでしょうか。もう一つご報告があるんですね。

○小倉（高齢福祉課長）

はい。

○多田羅分科会長

はい、じゃあそれをやってください。

○河野（介護保険課長）

済みません、介護保険課長の河野でございます。私のほうから第9章、資料4の183ページからになります。第9章、施設等の整備目標数・サービス目標量、それと第10章なんですけれども、介護保険給付に係る費用の見込み等につきまして、パブリック・コメントからの変更点の説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

まず183ページ、お聞きいただきたいと思います。日常生活圏域の設定についてというところでございます。こちらのほう、文言等は書いておりませんが、日常生活圏域とは図でいうとどういうものかということで24区ということにしておりますので、24区の図とそれぞれ24区の人口でありますとか、その状況、総人口ですとか、めくっていただきまして183ページ追加の2でいきますと、世帯数でありますとか、高齢者の世帯数、その中で単身世帯数は幾らおられるか、それと第1号被保険者の数、要介護認定者数の数などの状況を圏域ごと、行政区別ということになりますが、その表を追加させていただいております。

次に、少しめくっていただきまして186ページでございます。(2)の施設サービスの目標量でございますけれども、前回の専門分科会から特別養護老人ホーム①、介護老人福祉施設と書いておりますが、①の特別養護老人ホームと②の介護老人保健施設につきまして、現在の整備の状況等も勘案しまして、サービス量平均ですけれども年間平均どれぐらいの利用者があるかというところの精査をいたしまして、変更をいたしております。特別養護老人ホームにつきましては、平成27年度、前は1万1,800人ございましたけれども、それをごらんのように1万1,110と。平成28年度におきましては、1万2,400としておりましたが、1万2,206としております。また、老健施設につきましては平成27年度のみですけれども、前回は7,450としておりましたけれども、今回7,138人ということで修正をさせていただきました。

○多田羅分科会長

修正の理由を説明いただけますか。

○河野(介護保険課長)

現在、特別養護老人ホームなり、老健施設、整備をしておりますけれども、工期の遅れとかそういうことが発生しておりますので、実際にこれがすぐ特別養護老人ホームを今からつくってすぐにできるわけではなかなかございませんので、1年以上かかりますので、それを考慮しますと以前お示ししたサービス量までは少し行かないということがございますので、そこは修正をさせていただいて、これは介護保険料にも影響をしていくことになりますので、精査した数字で行いたいということでございます。

○多田羅分科会長

修正で減らすのは勝手に減らしていいんですか。修正の理由が、工期がおくれるという理由なのですが、工事を急がしたらいいんじゃないですか。それは理由にならないと思いますがね。

○河野(介護保険課長)

なかなか地震でありますとか。

○多田羅分科会長

それはわかりますけど、というのはもともとの数字というのはそれなりに需要があつて計算している数値を上げているわけですからね。

○河野（介護保険課長）

そうですね。目標数値を上げています。

○多田羅分科会長

それをただ工期がおくれているというのは、ちょっと筋が合いませんね。必要があつてそれだけの数値を上げているのに、一定しかもそれで決定しているのに、工期が遅れるからと簡単に東北震災が理由であるというのは、それは今何でも東北震災と言えば済むという話ではないと思うんですけどね。ちょっとわかりにくいですね。

○河野（介護保険課長）

済みません。ただ整備するのに一定の時間というのが必要なのです。

○多田羅分科会長

それは昔からわかっているでしょ。

○河野（介護保険課長）

そうですね。募集をしても入札を法人のほうでされても、なかなか業者のほうで工期とそれまでにできないとか、入札が不調になるとかいうこともございまして、なかなか進まない。

○上野谷部会長

安いからね。コストですね。

○河野（介護保険課長）

そうですね。

○多田羅分科会長

それはわかりますけど私が申し上げるのは、一応必要量として認定した数字があ

るのだから、それを担保しなくていいんですかということなんですよ。それでは最初の数字は何だったのかということになる。一応目標量上げたわけでしょ。今の1万1,000何ぼですか。200ですか、400ですか。

○河野（介護保険課長）

そうですね。

○多田羅分科会長

それは一応目標量は根拠があって上げているわけでしょ。

○河野（介護保険課長）

そうですね。

○多田羅分科会長

それは根拠があって上げている以上、それは何か担保しないとね。ただ工期がおくれてというのは、これは理由にならんとしますよ。最初目標量上げた以上ね、根拠があって目標量上げているんですから。その根拠が変わらない以上、ちょっと大人の話にはならないと思います。同情の話になるかもわからない。

○久我（福祉局高齢者施策部高齢施設課長）

高齢福祉課長の久我でございます。先ほどありましたように特養の整備につきましては、整備計画に基づきまして、敬画数をめざして進めているんですけども、先ほどございましたように、震災の復興とか建築単価の増加等によりまして、実際に入札が遅れ、それに伴って完成が遅れるというようなケースが多々に起こっています。そういうこともございまして、計画の目標数に届いていないという状況なのですが、現在平成26年度なりの実態に応じた、でき上がりに応じた形で給付費等も見込ませていただいております。修正をかけさせていただいたところでございます。

○多田羅分科会長

それは給付費は結果だからいいんだけども、ただ目標量を上げて工期が間に合わないのだから数を減らすとしたら、減らされた例えば200床に対する。

○久我（高齢施設課長）

整備目標数は変わってないんですね。実際に整備できた数が直接給付費などにかかってきますので、給付費の見込みを下げさせていただいたところですよ。

○多田羅分科会長

目標量、これ186ページの数字は変わってくるでしょ。

○久我（高齢施設課長）

186ページは、給付費の見込みに係るところです。実際の整備目標数につきましては、その前の183ページにございます平成27年度は1万2,400床、平成28年度は1万3,000床でございます。

○多田羅分科会長

はい。これは目標量ですね。

○久我（高齢施設課長）

これは目標量です。

○多田羅分科会長

186ページはそうは掲げたもののできるものはこうですと読んだということですか。

○久我（高齢施設課長）

そうです。

○多田羅分科会長

ちょっと何か、詐欺にかけているような。

○久我（高齢施設課長）

保険料にも影響することですので、実際にでき上がる数字に給付費を合わせさせていただいていると、ただ目標につきましてはやはり当初の目標どおり進めさせていただきたいと思っております。

○多田羅分科会長

そしたら目標量どおり行けば、介護料保険料を上げないかんようになってきますな。

○久我（高齢施設課長）

はい、その分は施設に入られないということは、在宅におられるということになりますので、在宅におられるときの経費と施設に入られた経費、その差ということになるんですが、施設のほうが高いです。なので全体の給付費は上がってまいりますので、保険料も若干ですがやはり高くなります。

○多田羅分科会長

だけど1万1,100が実態とすると、保険料は下がるわけですね。目標量は1万4,000であっても。

○久我（高齢施設課長）

下がります。

○多田羅分科会長

下がった計算をしているわけですね。

○久我（高齢施設課長）

そうです。

○多田羅分科会長

そうすると施設に入れない残りの400人は在宅でやるから在宅の計算をしているんですか。在宅サービスをやるという格好の計算をして、そこの保険料は出している。

○久我（高齢施設課長）

そういうことです。

○多田羅分科会長

目標量があって、実際は1万1,100で、これはちょっと、1万2,000か、仕方ない。石田先生、どうですか。

○石田分科長代理

そこで振られたら僕も困りますけど。

○多田羅分科会長

済みません、私がちょっと勝手言っているかもわからないけど。

じゃあ、早瀬先生助けてください。

○早瀬部会長

要は平成29年度の目標を変えてないですね。ここが変わらん、下がらんようにする努力をどうするかということやと思うんですね。最終的に1万3,000床という。

○多田羅分科会長

目標1万3,600は一応入っているんですね。

○早瀬部会長

そうですね。そこに向けてどうするんだというのが、やはり一方で表記しないといけないと思います。

○多田羅分科会長

一応目標量として上げた以上、工期が遅れているからというのはちょっとつらいんですよね。現実はそうだと思いますけどね。

○久我（高齢施設課長）

整備目標と給付費の関係で言いますと、整備目標が平成28年度に1万3,000。これがそのまま平成29年度に1万3,000ということで、それがそのまま給付費のほうにはね返ってくるという形で見込ませていただいております。

○河野（介護保険課長）

目標は平成28年は若干遅れるのですが、それはもう最終目標数値は目標数値でこれはしっかりやっていくということで、目標はきっちり進めていきます。

○多田羅分科会長

わかりました。では、続けてください。

○植田部会長代理

ちょっと先生よろしいでしょうか。

○多田羅分科会長

はい、どうぞ。

○植田部会長代理

単に数字だけの目標にしないでいただきたい。除染と一緒になんですね。困るのは住民なんです。これも実現しなかったら困るのはやはりお年寄りで入ろうと思った人が入れなくなるということなので、結局家族があり、患者があるということ、あるいは住民がいるということ、そうすると市は単にこれ認定しているわけですから。ちゃんと審査をしてですね、それだけにやはり計画どおり実現することが、望ましいわけですから行政に対してはできるだけ計画どおり進めるように。確かに状況はわかりません。彼らの立場もよくわかりますけども、単に数字を入れたらそれで終わりやということだけではなくて、やっぱりそれは業者も責任を持って申請して認可されているわけですから、やはりそれはそれなりの責任があるということを行政側から強く主張していただきたいというふうに思います。

○河野（介護保険課長）

承知いたしました。

○多田羅分科会長

植田先生から立派にフォローをいただいて、その趣旨で、ただ工期が遅れるから減らしますというのはちょっとつらいんですよ。ぜひ、それは指導するなり考えて、やっぱり目標どおりやっていただきたいということを分科会としては申し上げざるを得ないですね。それがニードとして計算されているわけですから。では、よろしくをお願いします。

○河野（介護保険課長）

わかりました。それでは続けさせていただきます。先ほど申しました施設サービス費、186ページの施設サービスの目標量については変更をさせていただくと、施設

サービスの入所者が変更されますと居宅の方がふえるということになりますので、それぞれ居宅サービスにつきましては、居宅サービス185ページから186ページに居宅サービスがございますけれども、この係数、平成27年度、平成28年度、それと187ページの地域密着型サービス、これにつきましても施設に入られる方が減少し在宅におられる方がふえるということになりますので、それに見合っただけ修正をさせていただいております。次に、187ページの地域密着型サービスなんですけれども、こちらのほうの表で新たに⑨ということで、地域密着型通所介護ということで数字を上げさせていただいております。この地域密着型通所介護と申しますのは、今現在通所介護のうち、小規模の通所介護、年間の利用者が300人以下という施設なんですけれども、この施設については今まで居宅サービスの中の通所介護であったんですけど、これが平成28年4月から地域密着型サービスに移行されるということに今回の制度改正でなっております。ですので、平成28年、29年につきましては、通所介護サービスの中の小規模の通所介護サービス、年間の利用者が300人以下のところについては、平成28年、29年については地域密着型に数字を移行するものと仮定をして、数字を上げさせていただいております。

○多田羅分科会長

どの数字ですか、上げたのは。

○河野（介護保険課長）

187ページの表の⑨の数字ですね。これが括弧書きで、平成28年、29年は上げさせていただいていると、ただし内数で上げておりますので本体は185ページの通所介護のところ記載しています。⑥が通所介護ですが、この内訳として小規模の部分がこれだけあるということで上げさせていただいております。

○多田羅分科会長

はい、続けてください。

○河野（介護保険課長）

よろしいですか。次にまいります。次に199ページ、少し飛ばしていただきます。199ページからのサービス給付見込みの推計ということでございますけれども、これは見込み量ということで先ほど申しましたサービスの目標量を変えましたのでそれに連携して199ページ（1）居宅サービスの給付見込みでありますとか、200ページの施設サービスの給付見込み、201ページの地域密着型サービスの給付見込みをそれぞれ変更させていただいております。

次に202ページでございます。8の介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込みということでございますけれども、こちらのほう202ページの文章で4行目から変更させていただいておりますが、これは今回の国のほうでの介護報酬の改定等が出ておりますので、文言を修正なり追加させていただいているということでございます。その中で中段にあります表でございます。介護保険給付費、一番下に地域支援事業費となっておりますけれども、この額につきましても変更をさせていただいております。介護保険給付というところで行きますと第6期の合計なのですが、こちらのほうが前回は7,055億でございましたけれども、今回6,904億、3年間で6,904億円ということで151億円減ということになっております。これは介護報酬の改定マイナス2.27%、それと先ほど申し上げました施設サービスの関係で151億円の減になっていると、ほとんどが介護報酬の減でこの数字になっているということでございます。介護報酬の改定につきましては、今回説明はさせていただきますませんが、参考資料の3に介護報酬の改定についてということで骨子をつけておりますので、またごらんいただけたらと思います。

○多田羅分科会長

はい、その介護報酬の改定で2.27%でこれだけ予算も減になりますが、現場の施設なんかのご意見は一応聞いていただいているんですか。こういう減だけど、納得はしてないかもわかりませんが、納得してない上で計画を一方向的に持っていくというのは国の手先ということになりますから。だからその辺、泣いてはおるけれどもその

上に乗っかっていいかどうかというのは、若干現場の市町村としては聞いていただきたいと思うんですがね。どうですか、2.27%でも泣き切っているところへまたそれを上乗せして計画立てるとしては、分科会としてもちょっと立場上、地に乗っかり過ぎということになりますからね。

後藤委員、いかがですか。

○後藤委員

国のほうからは新聞等で報道されて、出ておりますけれども大阪市からの説明は一切ございませんので、とうとうというふうにするしか方法はないかなと思っています。

○多田羅分科会長

国が決めたのだから受けてくれと、市は言うのだと思いますけれども、それがあっても市にお金があれば2.27%減らさなくてもという考えもあるかも知りません。どうも下を向いてしまって。その辺は一言、弁解してください。

○河野（介護保険課長）

具体的にまだ介護事業者の方とか、詳細の部分では課長会ということで3月2日、3日とございましたので、その内容をもって説明会としては各介護事業者の説明はまた今月の20日過ぎ、23日ぐらいからでしたか、させていただくんですけれども、ただこの介護報酬を独自に引き上げるという部分については。

○多田羅分科会長

もちろんそんなことは難しいけども、やはり論理としてはそういうことがあるという、論理として申し上げているので、だけど現実にはやっぱり2.27%で150億も動くお金なんですから、それだけやっぱり現場は大変なわけですよ。我々、第三者から見ますとね。だから第三者に150億も減というのは相当負担をかけるということは思わないといけないと思います。これ分科会としてもそこは思わないと、ただ国が決めたことをそのままこの分科会で認めていくというだけでは、議論にならないと思うんで

すね。ですからそういうことを踏まえて最終決定が出るまでに説明会なりはやっておいていただいたほうが分科会としては、利が尽くせるような気がするんですがね。それはやられてないと。責めているわけではないのですが、やはり150億円というのは大きいですから、それはやっぱりそれだけしわ寄せを受けるところがあると考えないけませんからね。その辺はどうお考えなのでしょうか。

○河野（介護保険課長）

当然介護報酬の部分とか、特に人材確保の部分でありますとかいうことで申し上げますと、我々も各事業者の意見も聞きながらですけども、実際に大阪市の要望でありますとか、各政令市の課長会、局長会の要望とかではこの人材確保の充実とかいうようなことでの要望はさせていただいてはおります。

○多田羅分科会長

それはいいんだけども、2.27%減らして、それに上乗りにして計画を立てることについての了解ですよ。国が決めたんだから市はそれをやるという市の立場とは思いますが、やはり150億減になる場所があると考えないといけませんよね。今から始まる話じゃないのでね。だから僕が言っているのはやはりこの計画については特に施設と、あるいは事業者が2.27%減になってそういうご苦労の上でできる計画であるという認識はしないといけないと思うんですね。そのことは市からもそういう事業者、施設のほうに十分、分科会なり市の意向として伝えていただきたいということは申し上げておきたいと思います。

○河野（介護保険課長）

承知いたしました。

○上野谷部会長

少し要望があります。

○多田羅分科会長

要望は後でまた聞きますね。今のところはちょっと座長として確認したい。

はい、では続けてください。

○河野（介護保険課長）

はい、済みません。次に203ページにまいります。203ページの（2）の保険料段階及び保険料率の設定でございます。今回、公費による低所得者の保険料軽減強化ということで、前回のときにはまだこれが決定していなかったのですが、今回国のほうで、まだ確定ということではないのですが、まだ審議中ではあるんですけど、一定方向が示されたということもございましたので、その内容についてこちらのほうにも付記をさせていただいております。

204ページの表を見ていただきたいんですけども、第5期計画では第1段階と第2段階の料率でございますが、それぞれ0.5と0.56と設定しております。今回、第6期では第1、第2段階の料率は統一ということで、国のほうで示されております。統一をまずすることと、それと公費による保険料の軽減、これを少ないんですけど0.05分の軽減をすると、公費を入れるということで合わせまして大阪市のほうでは第1段階、第2段階を0.05の公費による軽減を入れた上で0.50にするということにしております。平成29年度からは消費税の引き上げということで、この軽減実施が第1段階から第4段階、世帯非課税の方全員に拡大されるということで、それぞれ平成29年度からは第1、第2段階は0.35、第3段階は0.50、第4段階は0.70という保険料率に変更する予定ということでございます。

次に（3）の1号被保険者の保険料でございます。1号被保険者の保険料におきましては、先ほど介護報酬のマイナス改定等々を勘案いたしまして、再度試算をさせていただいております。パブリック・コメントでは6,998円ということにしておりますが、第6期計画保険料6,758円ということになりまして、前回に比べますとアップ額は861円。率でいいますと14.6%の増ということになっております。204ページを見ていただきますと、それぞれ段階別の保険料を今回は合わせて掲載をしておることとでございます。これに合わせまして、表の中の左から2つ目の枠なんですけれど

も、段階別の加入割合というのを入れさせていただいております。例えば第1段階ですと、10.5%の方がおられるということになるわけなんですけれども、括弧に類型がございますが、この保険料の6,758円というのは第6段階でございますけれども、第5段階の方までで6割強の方がおられるということで、大阪市は低所得者の方が多いということになるんですけれども、6割強の方はこの基準額よりも下回っている額をお支払いいただくという形になるということになります。

ここで少し資料を分けているんですが、参考資料の4、第6期介護保険料についてという参考資料がございます。この資料は現在、大阪市でつくっています「ハートページ」これにも載せておりますし、窓口での保険料がアップしたとかというような説明にも使っているのですが、この中でめくっていただきまして3ページ目、介護保険料の上昇についてというところがあるんですけれども、なぜ861円上がったかということもここでも説明をさせていただいております。

簡単に説明させていただきますと、まず前期、第5期が5,897円で、それにまず1番目としまして、①第5期計画における軽減措置終了ということですが、これは第5期のときに介護準備基金等を取り崩して保険料の軽減に充てております。それは第6期についてはこの基金が底をついておりますので、軽減に充てることもできませんということもございまして、第5期における軽減終了でもって241円の増になるということもございまして、②でございまして、これは自然増といえますか要介護認定者数の率も上がっておりますので、それに伴って給付費が増加しております。その部分で501円増になっていると。あと③で第1号被保険者の負担割合の変更による増となっておりますけれども、この部分、ちょっと下の円グラフのほうを見ていただきたいんですけれども、これまで1号被保険者は給付費の21%を1号被保険者の保険料でいただくということになっておりましたけれども、第6期からは21%から22%に変更されます。これもかなり影響しまして、この部分で371円の増の要素になっていると。増の要素はそういう増の要素なのですが、あとこの括弧の表の中の④、国の報酬改定

による減というのが先ほど申しましたマイナス2.27%、この減で144円の減。⑤の利用者負担の変更による減等となっておりますが、これが一定所得以上の方は今まで個人負担が1割だったのですが、2割になりますとか、補足給付の支給要件が変更されるとか、貯蓄、資産をたくさん持っておられる方は対象になりませんよというような改正がございまして、それらの制度改正によりまして108円の減ということで、差し引き最終6,758円という形での保険料になったということでございます。

済みません、資料4のほうに戻っていただきまして、205ページでございます。

(4)、介護保険サービスの利用料というところですが、こちらのほうにつきましては先ほどもご説明しましたけれども、一定所得以上の方は1割負担が2割負担になりますということでありまして、高額介護サービスが現役所得並みの方はその限度額が引き上げになりますよというような制度改正について、整理をした上でここに改めて記載をさせていただいているということでございます。

修正は以上でございます。よろしく申し上げます。

○多田羅分科会長

はい、ありがとうございます。結局保険料は、6,758円ということですね。

上野谷先生、先ほど何かおっしゃいましたね。ご意見をどうぞ。

○上野谷部会長

もういいです。

○多田羅分科会長

ということでまずこの6,758円というのは非常に大きな数字でございますので、委員の皆さんからまずご意見を聞きたいと思うのですが、いかがでしょうか。市民の代表で出ていただいているのはどなたでしたかね。

池尾さん、いかがですか。

○池尾委員

池尾でございます。

○多田羅分科会長

率直におっしゃってください。

○池尾委員

率直に、6,758円がどれぐらいの負担になるかというふうなことでしょうか。

○多田羅分科会長

それで賛成かどうか。

○池尾委員

賛成かどうか。賛成にも反対にもどうにもかかるものはかかるのかなど。へえという感じで聞いておりますけど。

○多田羅分科会長

まあ、はっきりおっしゃっていただいたらいい。

○池尾委員

いえ、はっきりと言うても。これ保険料ですよ。

○多田羅分科会長

保険料です。

○池尾委員

毎月これだけかかるのはそれはやはり負担になるのは負担になりますね、確かに。

○多田羅分科会長

そうですね。それで。

○池尾委員

それで。それでと言われても……。

○多田羅分科会長

この委員会で判断が求められていますからね。了承するかどうか。

○池尾委員

了承するかどうか。これ、元気な者と実際介護保険を受けなければならない人に

よって考え方が違うと思うんですよ。それと、収入によってもそういうことがあると思うんです。厚生年金をもらっている者、それから国民年金の方、いろいろいらっしゃるのでは何て言うてお答え……。急でもあるし私困ってしまいます。

○多田羅分科会長

はい、一応この委員会としてはこの保険料でよろしいでしょうか。

はい、辻さん。

○辻委員

私、自分が払っているのではなくて、家内が払っているものでちょっとわからない。済みません。

○多田羅分科会長

ああそうですか。どうも皆さんご意見、言いにくいようで。言いにくいので一応部会長からの基本的なコメントはこの会のコメントとして議事録に残していきたいと思しますので、植田先生から一つこの金額について会としてのお考えをよろしく願います。

○植田部会長代理 介護保険部会で少し申し上げましたけど、これは結局この先を見通しながらこの位置づけを考えなあかんですね。どんどん上がっていくであろうということが予想されますね。そして、できるだけ負担を軽減するようにやっぱり所得の低い人には特別の措置を講じていかざるを得ないだろう。そうすると介護保険料の格差もどんどん拡大していくだろうと、こういう格差社会の縮図みたいな形がここで想像されるんですね。その結果として、2025年にソフトランニングできるのかと言うと、それでもできないという実態を我々はどう考えたらいいのかということです。これだけお金がかかっていって、それで理想的ないろんな介護サービスが受けられ、施設に入れたらいいんですけど、何か取られ損になっちゃうんじゃないかというふうな気持ちを市民に与えると大変なことになるということなんですね。僕は将来の3年のことよりも、もっと先のことを考えるとこのままの計算のやり方で本当にいいんだ

ろうか。だからもっと言うと皆さんの話じゃなくて、市会議員の先生方の覚悟というのを決めていただきたいんですね。やっぱり先ほど多田羅先生がおっしゃられたように市の自腹を切るというふうなことが非常に求められてくる、そういう局面が待っているんだというふうな思いでこの数字というのを理解しなければならないというふうに思うんです。そうすると私なんかは、計算はこれまでの方式をそのまま踏襲されて出られたから、それまでの結局計算ルールというのは間違いがない、一定の合理性を持っているのでこれはやむを得ないなというふうに介護保険部会は了承しましたけれども、それで2025年はクリアできないで。その期間を我々は共有して新たな手をこれから考えていく必要があるんじゃないか、そういうふうに思っています。

○多田羅分科会長

はい、ありがとうございます。

それでは上野谷先生。

○上野谷部会長

はい。私は高所得者でございますので、結構でございますが、市民のことを考えますと中身ですね。サービスをどれだけ準備するか、それに見合うものがあるかどうかしないと制度は崩れてくるのが一つと、それから健康増進と地域のボランティアな心と仕組みをつくるということに、もうちょっと市としてお金を出さないと、これは今先生がおっしゃったようにどんどん上がっていくのはもう見えているわけですからもう無理。私としても頭打ち、私も70歳まで大変ですよ。夫もおりますからね。ですから2人でかなり大阪市に全面お支払いをし続けますけれども、やっぱり中身とボランティアな助け合い、仕組みをどうするか。そっちにお金をかけてないから大阪はしんどいというふうに思います。

○多田羅分科会長

はい、わかりました。では早瀬先生。

○早瀬部会長

先ほどのおっしゃったような実は市会も含めて結構決めなければいけない。だってあと10年後ですよ。ですので、逆にご質問させていただきたいのですが、これ全国の自治体の中でも大阪市というのは保険料の軽減措置を受ける方は結構多いほうなのですか。そしたら余計に財政的にも厳しくなると思いますが、結局そのこと自身がまた大阪の福祉の状態を貧しくさせる可能性もあるということもあって、単に介護保険制度だけで議論する話ではないことがあるだろうなと思いますがどうですか。一定質問ばかりしてしまいますがいかがですか。

○多田羅分科会長

その割合ですか。

○河野（介護保険課長）

はい。低所得者の方の割合ということでいきますと、全国的には第6段階の上下が平均しているというのが国の考え方なのですが、大阪市の場合は第5段階までで6割です。第7段階まで含みますと7割ということで、大阪市の場合はかなり低所得のほうにシフトしているということが言えると思います。

○多田羅分科会長

よろしいですか。はい、ありがとうございます。

それでは中尾先生、お願いします。部会長として。

○中尾委員（介護保険部会長代理）

これから総合事業になるということで要支援1、2が市町村のほうでというので地域支援事業のほうの枠組みがだんだん大きくなっているというような状況になっているんだと思います。その分あと中重度というふうに国が言ってきたということは、多分要介護3から5までがこの介護のところの部分のお金で来るというようなことになっていくんだらうと、そうすると施設サービスのほうがある程度充実していかないと、なかなか地域で見ようというのは難しい部分が出てくるんだらうということ踏まえながら2025年ちょっと見ていただければいいかなというふうに思うんですけども、

これはご質問なんですけども、今回8%の消費税対応分に関しては職改善のために上積みしました。それから中重度者のために上積みしましたというふうに言って、マイナス2.27%に一応方針はなつたと聞いているんですけども、もう一つ消費税の分として地域医療介護総合確保の基金のほうの促進法が出てくるお金、700何億円あるはずなんですけど、そこのところは多分年末に大阪市のほうから大阪府のほうに整備計画を出されて介護に関連部分に関してどのようになっているのかというところを言うてくるだろうと思うんですけどね、それ多分3月に国にボンと渡していくんだらうと思うんですよ。大阪市が基金の整備計画で介護関連に関してどのような計画を立てられて、どれだけの予算を府のほうに提案されたのかというのを教えていただければ、消費税増税分がどれだけ市民のほうへかえってくるのかというのが。

○多田羅分科会長

はい、その辺はいかがですか。今回の8%の。

○河野（介護保険課長）

済みません。

○多田羅分科会長

この計算の中にはそれが入ってない。8%のは入ってないということですか。

○河野（介護保険課長）

はい。

○小倉（高齢福祉課長）

今、中尾委員がおっしゃっているのは、いわゆる在宅医療と介護のことではなくて、基金事業の関係で要は平成27年度については、平成26年が医療関係であったので、平成27年については介護の関係で予算が事業の対象になると、その分について大阪市としてどれだけ国に対して、大阪府を通じて予算要求しているのかという、そういうご質問ということですね。

○中尾部会長代理

施設整備とかそこら辺のところとか。

○小倉（高齢福祉課長）

その分については、ちょっと今私、具体的な数字は持っていませんが、市労連のほうにも御協力いただきまして、いわゆる対象になるような事業について、幾つか大阪府のほうに一応こういうことで何とか事業対象にさせていただきたいということでリストアップをして上げたことは上げております。ただ、全てはしんどいというようなことを大阪府から言われておりまして、金額等については今資料がないので何とも申し上げられませんが、一つの事業だけ今実際に市労連さんがやっていたている事業については、対象にできるのではないかとということで、現在、国のほうで折衝するというところをお伺いしているという状況になっております。

○多田羅分科会長

よろしいですか。はい、ありがとうございます。部会長から代表してこの保険料について、コメントをいただきました。計算された結果であるので仕方ないというか、了解いただいたというふうに思います。ただ、しかしこの保険制度はもちろん被保険者が保険料を払って、自分の制度としてやる制度ですので保険料というのは中にあるわけですが、その保険制度を支えているのは市の社会福祉計画であり、社会福祉事業というところがあると思うんですね。植田先生もおっしゃいましたけどもやはり市からの大分のサポートがあつてのこの保険料であろうという認識はしていただきたいと。ですので、保険料だから保険料を払えばいいんだというところは真ん中にはありますが、やはりそれを支えていただくのは大阪市の社会保険計画であり、社会福祉計画でございます。中尾先生もおっしゃっていただいたように総合事業として、これまでの予防給付事業が市として市の考えでやるようにというふうなご意向も出ているようですので、市の負担面も相当期待されてくるところもあるんじゃないかなと思います。そういうことも含めまして市からの積極的なサポートをお願いして県と市が一体となってこの介護保険を進めていただきたいということをお願いしたいと思う次第でございます。

います。

委員の皆さん、いかがでしょうか。そういうことで渋々ではございますが、市の大分のご支援をお願いするということを部会決議として、この6,758円はこの分科会として了承して、池尾委員、よろしいですか。

○池尾委員

困りました、本当に。

○多田羅分科会長

辻委員、よろしいですか。

○辻委員

はい。

○多田羅分科会長

ありがとうございます。市民代表で出ていただいておりますので、ありがとうございます。ということでほかにも意見はございますか、はい、手嶋委員。

○手嶋委員

非常に難しい話から少し地域活動の参加支援と高齢者の生きがいづくりと、136ページになると思いますが、地域スポーツセンターと健康づくり、区民プールとかそういうスポーツセンターと書いてあったと思うんですけど、我々障がい者、ここに我々の切断とか知的の障がいを持っておられる方がなかなか区のスポーツセンター、プールになじまないということですね。恥ずかしくなければ義足も外して、義手も外してという形になるんですけども、なかなかなじめない。そのために長居の全国で初めてのスポーツセンター、この間40周年迎えたところなんですけれども、長居のスポーツセンター、それと前島スポーツセンター、全国にもないようなすばらしいスポーツセンターがあります。そのために大阪プール中央体育館の下ぐらいに位置づけて、そういう障がい者、高齢者のためのプールということで、プールだけじゃないですけど施設がありますので、一つその分この中に新しく、もう冊子になっているので入れ

るかどうかわかりませんが、ちょっと書いて、載せていただいたら幸いです。よろしくお願いします。

○多田羅分科会長

わかりました。可能ならご検討いただいたらどうでしょう。

○小倉（高齢福祉課長）

検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○多田羅分科会長

はい、それではまだ意見もあるかと思いますが、少し予定の時間が過ぎてしまいました。ということで、本日は、主に計画に対する修正点をご確認いただき、最終的に、最終の文章は、間に合っていないですが、それに近い形で資料を用意いただいて、ご意見いただいて最終の確認をさせていただきたいということでございました。最初に部長からのご挨拶にあったとおりでございます。

ということで、ご了解いただくということでよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○多田羅分科会長

はい、ありがとうございます。ということで了解いただいたということで、一応議題のほうのメインなところは終了とさせていただきます。

その他として、市のほう何かございますか。

○小倉（高齢福祉課長）

それでは事務局のほうからその他ということでご報告をさせていただきます。今後のスケジュールということでございます。座って説明させていただきます。

第6期の計画の策定の審議会は本日が最後ということになりました。計画案につきまして、座長のお言葉を借りますと渋々ということでご承認いただいたということでございますので、幾つかいただきましたご意見等につきましては、最終的に大阪市内におきまして第6期の計画の策定をしていきたいというふうに思っております。

今後のことをごさいますけど、第6期の計画につきましては、3月末までに確定をいたしまして、4月にまず本市のホームページのほうで公表していきたいというふうに思っております。印刷物につきましては、5月末までには印刷を完了いたしまして、関係各機関あてに送付をいたしまして、周知を行ってまいりたいというふうに思っています。また、来年度以降の審議会についてでございますけれども、後日多田羅分科会長さんとも調整の上でご案内をさせていただきたいと思っております。

今、委員になっていただいております任期につきましては、本年(平成27年)の11月末までというふうになっておりまして、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思っています。

第6期の計画の進捗管理ですとか、新しい総合事業の実施に向けた状況の報告、また地域ケア外から見えてまいりました課題の報告等もございますので、来年度もこれら議題を中心に会議を開催してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○多田羅分科会長

はい、ありがとうございます。皆さん、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは、事務局へマイクをお渡しします。

○司会

多田羅会長、ありがとうございました。

それでは会議の閉会に当たりまして、坂田高齢者施策部長にご挨拶申し上げます。

○坂田（高齢者施策部長）

本日は、ご審議どうもありがとうございました。

先ほどからありますとおり、第6期の高齢者福祉計画・介護保険事業につきましては、本日で最終のご審議ということになります。ただいま、いただきましたご意見を反映させていただきまして、これで最終確定ということにさせていただきたいと思っ

ております。平成25年3月に第1回ということで専門分科会がありましたが、そこから本日まで本当に長い間期間をかけてご議論いただきました。専門家のお立場の皆様方から一般被保険者のお立場の皆様方からさまざまな意見を頂戴いたしまして、私も本当に変な言い方ですけど、勉強になりました。ありがとうございました。それを受けまして、私のほうも精いっぱい検討もさせていただきましたし、これからも検討を行わせていただきたいと思いますと思っております。

一応これで終わりということになりますが、まだまだこの計画に書き切れてないこと、それから検討を要することなどたくさん残っておると思っております。多くの宿題をいただいておりますというふうに考えております。特に、先ほど中尾委員からもありました介護保険法の改正に伴う総合事業の関係なんかにつきましては、平成27年にモデル事業をやってそこから平成29年に向けて考えていこうというようなこともありますし、先ほどの医療と介護の連携、認知症の話、高齢者の住まいの話、虐待の話とかそういうのもたくさんあると考えておまして、これから本市の単身の高齢者が多いというような特性も踏まえながら事業を進めていかなければならないと考えております。また、先ほどありました介護予防ポイントの話、マイナスの報酬関係の話などにつきましては、その影響がある立場の方のことを考えて、ご説明なりご相談なりしっかりとしていけというようなお話であったと思っておりますので、それも肝に銘じてこれから皆様方とご相談させていただきながら、検討もさせていただいて事業を進めていきたいというふうに考えております。

本日で第6期の計画についてのご審議は終了ということでありまして、本当に長い間、ありがとうございました。これからもどうぞよろしく申し上げます。

○司会

それでは、これをもちまして、本日の専門分科会を終了とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

閉会 午後4時10分